

平成 29 年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実施要領

平成 29 年 3 月
公益社団法人 全日本トラック協会

1 事業の主旨

燃料の安定的な確保に取り組む会員トラック運送事業者（以下、「会員事業者」という。）並びにトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会（以下、「協同組合・連合会」という。）が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下、「増設」という。）を行う場合、都道府県トラック協会（以下、「地方ト協」という。）を通じて費用の一部を助成するもの。

2 主な助成要件

軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設を行い、**平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日**までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。

3 助成対象者

会員事業者、協同組合、連合会

※交付申請は年度内 1 施設限りとする。

※過去（平成 20～26 年度及び平成 28 年度）に全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

4 助成金予算 1 億円

予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了

5 助成金額

軽油タンクの新設 100 万円

軽油タンクの増設 30 万円

ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1 件あたりの助成金額を減額する場合がある。

6 公募期間 **平成 29 年 8 月 1 日(火)～10 月 31 日(火)**

※**全ト協最終受付日は、平成 29 年 11 月 7 日（火）必着**とする。

ただし、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

7 交付決定通知（予定）日

平成29年 9月29日

平成29年10月31日

平成29年11月30日

8 交付申請及び実績報告

交付申請：公募期間内に、助成金申請書に必要書類を添えて提出。

実績報告：設備完成後、実績報告書に必要書類を添えて、

平成30年3月9日(金)までに全ト協に提出。

※必要書類については、別紙1「平成29年度自家用燃料供給施設整備
支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類」の通り。

9 申請先

会員事業者 ⇒ 地方ト協 ⇒ 全ト協

協同組合・連合会 ⇒ 全ト協

※申請スキーム図については、別紙2「平成29年度自家用燃料供給施設
整備支援事業助成金スキーム図」の通り。

10 その他

本事業の助成対象となった会員事業者並びに組合・連合会は、本助
成要綱並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係
る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優
先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

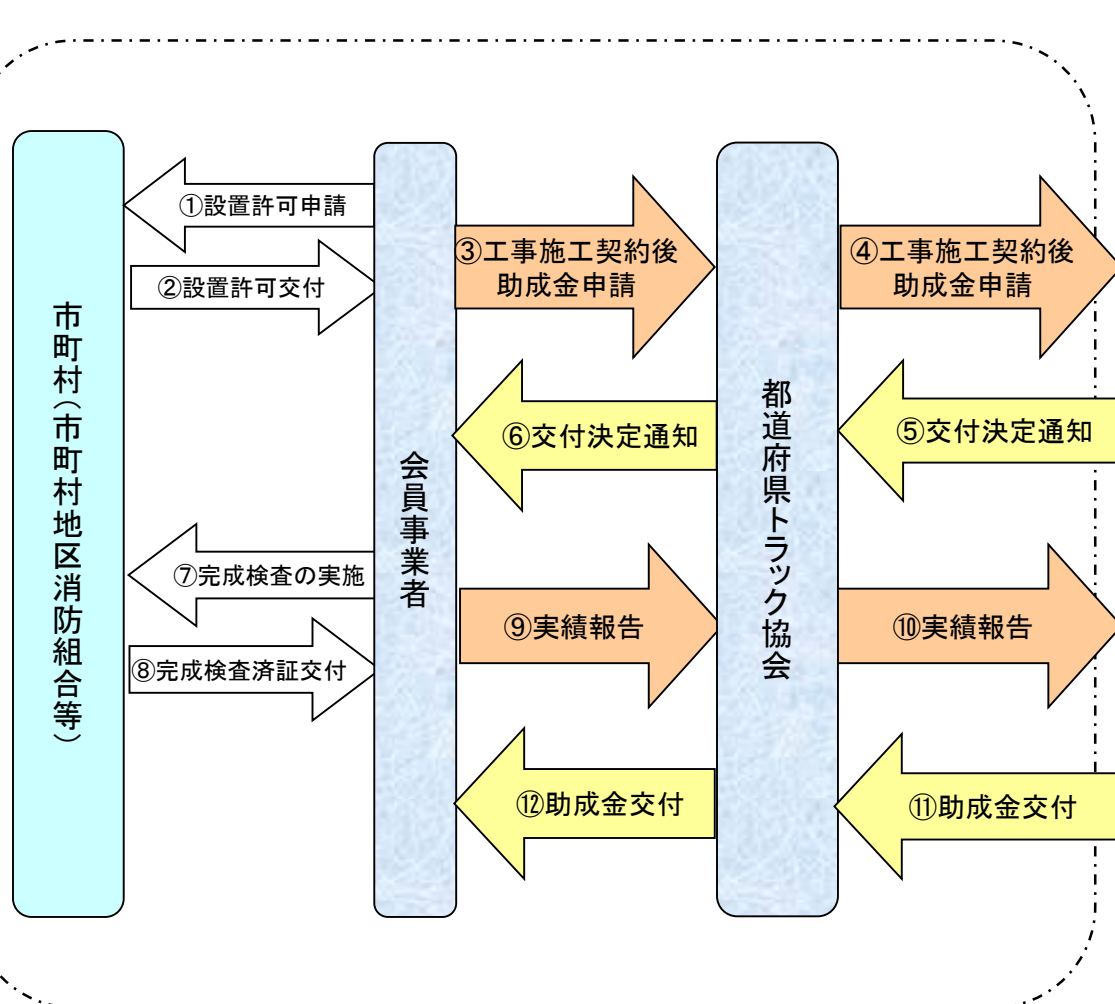
以 上

平成29年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類

	必要書類	会員事業者	協同組合・連合会
交付申請時	様式1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」	○	
	様式3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書（組合・連合会用）」		○
	施設工事契約書又は注文書・注文請書の写し	○	○
	新設の場合：危険物取扱所の設置許可申請書及び設置許可書の写し 増設の場合：危険物取扱所の変更許可申請書及び変更許可書の写し	○	○
	様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」	○	○
実績報告時	様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」	○	
	様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」（組合・連合会用）		○
	施設整備に伴う以下の図面等の写し	○	○
	ア 危険物取扱所の全体概要図	○	○
	イ 危険物取扱所の全体平面図（タンク容量油種を記載したもの）	○	○
	ウ 危険物取扱所全体の立面図	○	○
	エ 危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図	○	○
	施設工事費用請求書および明細書の写し	○	○
	対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証の写し他）（※）	○	○
	危険物取扱所の完成検査済証の写し	○	○
	工事施工前、施工中、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）	○	○

（※）手形及び小切手による領収証は、支払いが完了していることの疎明とならないため、支払いの完了が確認できる書類（支払銀行に保管されている手形・小切手の表面・裏面の写しや手形帳・小切手帳の控え等及び銀行が発行する当座勘定入出金明細の支払いが確認できる部分等）を追加すること。

平成29年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図(会員事業者)



全日本トラック協会

【助成金額】

- ・軽油タンク新設 100万円
- ・軽油タンク増設 30万円

【助成対象者】

- ・会員事業者
- ・交付申請は年度内1施設限りとする。
- ・過去(平成20年度～26年度及び平成28年度)に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者については、助成対象外とする。

【助成対象事業】

- ・軽油タンクの新設
ただし、貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2以上
 - ・軽油タンクの増設・増設を伴う代替
ただし、軽油の貯蔵量が増加
- ※平成29年4月1日～平成30年2月28日までに市町村より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了している施設が対象

【申請受付・公募期間】

平成29年8月1日～10月31日

【実績報告】

平成30年3月9日までに全ト協に提出